

苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業プロポーザル実施要領  
(設計・施工一括発注方式)

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業（以下「事業」という。）の実施について、価格のみによる競争では当該事業にふさわしい事業者を決定できないことから、高度な創造性、企画力、専門的な技術、経験を有した事業者を、当該事業の優先交渉権者として、プロポーザル方式により特定するにあたって必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、プロポーザル方式とは、当該事業の実施に係る優先交渉権者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は指名により選定し、当該事業に係る実施方針、施設機能、性能及び業務等に関する技術提案を受け、原則としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、当該提案の審査及び評価を行い、当該事業の実施に最も適した優先交渉権者を特定する方式をいう。

(実施方法)

第3条 プロポーザルの実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公募型 提案者を公募により募集し、申込みをした事業者のうち、参加資格要件等に適合する者から提案を受け、優先交渉権者を特定する方法
- (2) 指名型 参加資格要件等に基づき、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受け、優先交渉権者を特定する方法

(参加資格要件)

第4条 プロポーザルに参加する者は次に掲げる資格要件を基準として定めるものとする。

- (1) 苫小牧市契約に関する規則第42条第2項の規定に基づき作成した名簿に登録されていること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
  - (4) 本市の市税に滞納がないこと。
  - (5) 第10条の指名通知の日又は第11条の参加表明書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、第5条に定める実施要領等、決裁権者が必要と認めて定める条件を満たしていること。
- 2 前条に掲げる対象事業の特殊性等を考慮する場合、又は当該事業において入札参加資格を有する者が極端に少ない又はいない場合において、本市の入札参加資格の登録の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、前項第1号の規定は適用しない。

(実施要領等の作成)

第5条 当該事業の決裁権者(苫小牧市事務決裁規程別表1に掲げる者をいう。以下同じ。)は、プロポーザル方式により優先交渉権者を特定しようとする場合は、実施要領(第1・2号様式)及び選定委員会設置要領(第3号様式)を作成するものとする。

2 実施要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。(この要領は、指名型においては第10条による指名通知となる。)

- (1) 事業名
- (2) 事業の目的
- (3) 事業の概要(事業内容、実施場所、履行期間等)
- (4) 実施理由及び方法(プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由、公募型又は指名型)
- (5) 公募型にあつては、参加資格要件(参加者の基本要件、入札参加資格の有無、業種、実績、経験等)
- (6) 指名型にあつては、指名型採用の理由
- (7) 選定委員会(委員構成等、第3項の選定委員会設置要領にて規定)
- (8) 事業スケジュール(応募期間、応募方法等(公募型に限る)、説明会、提案書提出期限、ヒアリング、結果発表等、優先交渉権者の特定までの各種日程)
- (9) 提案限度額
- (10) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分等)
- (11) 提案方法(提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、質疑応答、提案書の取扱等)
- (12) 審査・選定方法(失格事由、同点の場合の決定方法)  
なお、本号及び第14条に規定する失格事由については、要領に明記することとする。
- (13) 提案者が1者又はいない場合の取扱い(取り止めの有無、通知方法等)
- (14) 結果通知方法及び結果に対する質疑の方法及び期間等について
- (15) 結果の公表方法及び内容
- (16) その他必要と認められる事項

3 選定委員会設置要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織(選定委員、定数) 選定委員は当該事業に関する専門的知識又は経験を有する職員により構成する。ただし、必要に応じて、外部の学識経験者等を加えることができることとする。その場合、委員の報酬額等についても必要に応じ設定する。
- (2) 委員長及び副委員長
- (3) 事務局の設置
- (4) 選定委員会設置要領の失効に関する事
- (5) その他必要と認められる事項

(事前協議)

第6条 決裁権者は、プロポーザル方式により優先交渉権者を特定しようとする場合は、あらかじめプロポーザル審査会に付議し(第4号様式)承認を得なければならない。

#### (審査会)

第7条 前条に規定するプロポーザル審査会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、主管の副市長をもって充て、審査会を総理する。
  - (2) 副会長は、他の副市長をもって充てる。
  - (3) 委員は、総務部長、財政部長、産業経済部長、都市建設部長、病院事務部長、上下水道部長及び教育部長をもって充てる。ただし、会長が必要と認めた場合は、他の職員を出席させることができる。
  - (4) 会長が不在のときは副会長がその職務を代理し、会長及び副会長が不在のときは財政部長である委員がその職務を代理する。
- 2 審査会は、第5条第2項の規定により作成した実施要領(指名型については指名選定理由及び事業者名を記載すること。)について、公契約における公平・公正性、透明性及び競争性の観点から、プロポーザル方式採用の適格性及び指名型においては指名業者等の審査を行い、決裁権者に審査結果を通知(第5号様式)するものとする。
- 3 審査会の庶務は、教育部において処理する。

#### (選定委員会)

第8条 決裁権者は、前条の規定によりプロポーザル方式によることを決定した場合は、第5条第3項の規定により作成した選定委員会設置要領に基づき選定委員会を設置する。

- 2 選定委員会は次の事務を行う。
- (1) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分等)の審査  
なお、当該事業に類似案件が追加される場合は、決裁文書の合議をもって、選定委員会の開催を省略することができることとする。
  - (2) 提案内容の審査及び評価
  - (3) 優先交渉権者の特定  
なお、審査の結果、提案者の全員が要求水準を満たさない場合は、理由を明らかにし、優先交渉権者を選定しないことができることとする。
- 3 外部委員の事後公表
- (1) 外部委員を設定した場合、委員と提案者との間の利害関係や、故意の接触を防ぐため、委員名は事後公表とする。
  - (2) 審査に際し、委員より利害関係がある旨の申告があった場合又は故意の不正行為があった場合は、委員は辞退(解任)することとする。この場合、適正な委員会運営を継続することが困難と認める時は、改めて委員を選定するなどの措置を講ずることとする。

#### (実施の公表)

第9条 決裁権者は、公募型により優先交渉権者を特定する場合は、必要事項をホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

#### (指名業者への通知)

第10条 決裁権者は、指名型により優先交渉権者を特定する場合は、指名業者について、プロポ

ーザル審査会で承認を受けた後、当該指名業者に対し、必要事項を通知（第 2 号様式）するものとする。

（参加意向表明）

第 11 条 第 9 条による公表又は第 10 条による通知により参加を希望する場合は、実施要領に基づき、参加表明書を提出しなければならない。

（資格確認と通知）

第 12 条 公募型において、決裁権者は、前条に基づき参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）について、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく技術提案資格を満たす者（以下「提案者」という。）であるかを確認するものとする。

2 決裁権者は、前条の資格確認の結果を通知（第 6 号様式）するものとする。ただし、第 4 条第 1 項第 1 号に規定する資格要件を設定した場合は、通知を省略することができる。

3 前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。また、決裁権者は、提案資格を満たさない者を提案者としてはならない。

（提案と辞退）

第 13 条 公募型において、前条の規定により提案資格を有すると認められた者又は、指名型において第 10 条の指名通知を受けた者は、実施要領に基づき、技術提案書を提出しなければならない。

2 参加表明書提出後に辞退を希望する者は、実施要領に基づき、書面で辞退届を提出しなければならない。

（失格事由）

第 14 条 失格事由は次のとおりとする。

- (1) 第 4 条及び第 5 条に規定する資格を満たさないこととなったとき
- (2) 提出期限を過ぎて提出されたとき
- (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (4) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める行為をしたとき
- (5) その他選定に影響を及ぼすおそれがあると市が判断する不正行為を行ったとき

2 前項により失格となった場合は、当該事業に係る提案を行うことが出来ないものとし、すでに提出された提案書がある場合は、これを無効とする。

（選定委員会による優先交渉権者の特定）

第 15 条 選定委員会は、実施要領に規定された評価基準により評価を行い、当該事業に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定し、受託候補者として特定するものとする。

2 選定委員会は、原則として提案内容の評価にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

3 各選定委員は、評価基準に基づき優先交渉権者を特定するものとし、それ以外の事由を加えるなどの修正等を行ってはならない。

なお、審査の結果、提案者全員が要求水準を満たさない場合は、優先交渉権者を特定しないことができることとする。

4 選定委員会は受託候補者の特定後、速やかに評価結果を決裁権者へ書面で報告するものとする。

(特定結果の通知)

第 16 条 決裁権者は、選定委員会から報告を受けた場合、評価内容を確認の上、速やかに提案者に対し、結果を通知（第 7 号様式）するものとする。

2 前項により非特定の通知を受けた者は、実施要領の規定に基づき、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。

(結果の公表)

第 17 条 決裁権者は、実施要領の規定に基づき、結果を公表するものとする。

(契約の締結)

第 18 条 決裁権者は、特定された優先交渉権者と当該事業について協議を行い、当該仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 9 日から適用する。